

2022年5月25日

お客様各位

株式会社 NTT ファシリティーズ

「オプションプラン表【グリーン電力】(高圧・特別高圧)」変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2022年6月1日より、当社が取次ぐグリーン電力（以下「本グリーン電力」といいます。）に関する規定である「オプションプラン表【グリーン電力】(高圧・特別高圧)」（以下「本オプションプラン表」といいます。）を変更しますので、お知らせいたします。変更点は下記のとおりです。また、新旧対照表および変更後の本オプションプラン表は、次ページ以降のとおりです。

なお、今回の変更の目的は、2021年8月より非化石価値取引市場に関する制度が変更されたため、当該変更を本オプションプラン表において反映させることです。当該変更による、お客様にとっての本グリーン電力に関する実質的な影響はございません。

敬具

記

NO.	条項	修正内容
1	第1条 定義 (6)FIT 非化石証書	高度化法(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律)における非化石価値を有するとしていましたが、制度変更に伴い、FIT 非化石証書に当該非化石価値は含まれなくなったため、削除しました。
2	第1条 定義 (9)非 FIT 非化石証書(再エネ指定あり)	前項で削除された非化石価値の定義を記載しました。

以上

オプションプラン表【グリーン電力】(高圧・特別高圧) 変更前・変更後対照表

2022年5月25日 NTT ファシリティーズ

項目番	項目	変更前	変更後
1	第1条 定義 (6)FIT 非化石証書	FIT 電気を電源とし、経済産業省及びその委託を受けた一般社団法人日本卸電力取引所が運営する、非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値。以下本オプションプラン表において同じ。）、ゼロエミ価値（温対法上の CO ₂ 排出係数が 0kg-CO ₂ /kWh である価値。以下本オプションプラン表において同じ。）及び環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値であり、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気であることを訴求する価値と、ゼロエミッション電源に由来する電気であることを訴求する価値に区分されます。以下本オプションプラン表において同じ。）を有する証書をいいます。	FIT 電気を電源とし、経済産業省及びその委託を受けた一般社団法人日本卸電力取引所が運営する、 <u>非化石価値(高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値。以下本オプションプラン表において同じ。)</u> 、ゼロエミ価値（温対法上の CO ₂ 排出係数が 0kg-CO ₂ /kWh である価値。以下本オプションプラン表において同じ。）及び環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値であり、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気であることを訴求する価値と、ゼロエミッション電源に由来する電気であることを訴求する価値に区分されます。以下本オプションプラン表において同じ。）を有する証書をいいます。
2	第1条 定義 (9)非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）	再エネ電気（非 FIT）を電源とし、資源エネルギー庁及びその委託を受けた事業者が認定する、非化石価値、ゼロエミ価値及び環境表示価値を有する証書をいいます。なお、本オプションプラン表では全て相対調達により調達し、環境価値の由来となった発電所が明らかな証書を指します。	再エネ電気（非 FIT）を電源とし、資源エネルギー庁及びその委託を受けた事業者が認定する、非化石価値 <u>(高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値。以下本オプションプラン表において同じ。)</u> 、ゼロエミ価値及び環境表示価値を有する証書をいいます。なお、本オプションプラン表では全て相対調達により調達し、環境価値の由来となった発電所が明らかな証書を指します。

オプションプラン表

【グリーン電力】（高圧・特別高圧）

実施日 2022年6月1日



「オプションプラン表【グリーン電力】（高圧・特別高圧）」（以下「本オプションプラン表」といいます。）は、当社が別途定める「電力供給約款（高圧・特別高圧）」（以下「本約款」といいます。）に基づき当社の電気をご使用になるお客さまで、本オプションプラン表にて定めるグリーン電力の供給を当社が取次するときの条件を定めたものです。

第1条 定義

次の用語は、本オプションプラン表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。本オプションプラン表で用いられるその他の用語は、本オプションプラン表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

(1) 再生可能エネルギー源

太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマスその他の非化石エネルギーのうち、永続的に使用することができるエネルギー源をいいます。

(2) 環境価値

再生可能エネルギー源由来の電気が持つ、化石エネルギーの節減や二酸化炭素の排出抑制等の価値をいいます。

(3) ゼロエミッション電源

二酸化炭素排出量がゼロのエネルギー源をいいます。再生可能エネルギー源を含みます。

(4) FIT 電気

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による認定を受けた設備より再生可能エネルギー源を用いて発電された電気をいいます。

(5) 再エネ電気（非 FIT）

再生可能エネルギー源を用いて発電された電気（FIT 電気を除く）をいいます。

(6) FIT 非化石証書

FIT 電気を電源とし、経済産業省及びその委託を受けた一般社団法人日本卸電力取引所が運営する、ゼロエミ価値（温対法上のCO₂排出係数が0kg-CO₂/kWhである価値。以下本オプションプラン表において同じ。）及び環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値であり、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気であることを訴求する価値と、ゼロエミッション電源に由来する電気であることを訴求する価値に区分されます。以下本オプションプラン表において同じ。）を有する証書をいいます。

(7) トランクルギング付 FIT 非化石証書

FIT 非化石証書のうち、資源エネルギー庁及びその委託を受けた事業者が運営する、非化石証書について環境価値の由来となった発電所を明らかにする取り組みによって発行される証書をいいます。

(8) FIT 非化石証書（トランクルギング無し）

FIT 非化石証書のうち、環境価値の由来となった発電所が特定されない証書をいいます。

(9) 非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）

再エネ電気（非 FIT）を電源とし、資源エネルギー庁及びその委託を受けた事業者が認定する、非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値。以下本オプションプラン表において同じ）、ゼロエミ価値及び環境表示価値を有する証書をいいます。なお、本オプションプラン表では全て相対調達により調達し、環境価値の由来となった発電所が明らかな証書を指します。

(10) 非 FIT 非化石証書（再エネ指定なし）

FIT 電気及び再エネ電気（非 FIT）以外の電気を電源とし、資源エネルギー庁及びその委託を受けた事業者が認定する、非化石価値、ゼロエミ価値及び環境表示価値のうち、ゼロエミッション電源に由来する電気であることを訴求する価値を有する証書をいいます。

(11) J-クレジット

経済産業省、環境省および農林水産省により運営されるJ-クレジット制度により「クレジット」としての認証を受けた二酸化炭素の排出抑制等の量において、J-クレジット制度に定める方法論「再生可能エネルギー」のうち再生

可能エネルギー源由来の電気を自家消費するプロジェクトから創出された電力量をいいます。

(12) グリーン電力

トラッキング付 FIT 非化石証書、非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）及び J クレジットの活用により環境価値を有し、地球温暖化対策の推進に関する法律（令和 3 年法律第 54 号）における調整後二酸化炭素排出量が 0 となる電気をいいます。ただし、お客様からお申し出があり、当社が承諾した場合のみ、これら 3 種類に加え、FIT 非化石証書（トラッキング無し）、非 FIT 非化石証書（再エネ指定なし）も使用します。

(13) グリーン電力量

グリーン電力の供給量をいいます。

(14) グリーン比率

グリーン電力を供給する需要場所の月間使用電力量（実績値）に対するグリーン電力量の割合をいい、需要場所ごとに電力供給契約申込書に定めます。

第2条 適用条件等

(1) 対象となるお客様および需要場所の条件

本オプションプラン表は、当社が本オプションプラン表の適用を承諾したお客さまの需要場所に対して、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

イ. 当社との間で高圧または特別高圧の電力供給契約を締結すること

ロ. 本オプションプラン表の適用期間の満了日（以下「適用期間満了日」といいます。）まで、当社と締結した電力供給契約に基づき電気が供給されていること

(2) 適用期間

適用期間は、本約款の契約期間によらず、供給開始日または別途当社が定めた日から 1 年目の応当日の前日といたします。また、適用期間満了の 3 か月前までに別段のお申し出がない場合、適用期間満了日の翌日から 1 年間同一条件で更新されるものといたします。なお、当社との電力供給契約が解約された場合、その解約日をもって本オプションプラン表の適用は終了するものとします。

(3) グリーン比率の変更

お客様がグリーン比率の変更を希望される場合は、原則として、毎年 4 月の検針日または計量日においてのみ変更できるものとします。

第3条 グリーン電力量

当社がお客さまに供給するグリーン電力量は、以下の式に従い算定します。なお、計算結果は小数点以下四捨五入とします。

$$\text{グリーン電力量} = \text{対象需要場所ごとの月間使用電力量（実績値）} \times \text{グリーン比率}$$

第4条 料金

(1) 料金単価

グリーン電力料金の単価は、電力供給契約申込書に定めるとおりといたします。

(2) グリーン電力料金の算定

本オプションプラン表の適用を受けるお客さまは、本約款で定める電気料金に加え、以下にて算定するグリーン電力料金をお支払いただきます。

$$\begin{aligned} \text{グリーン電力料金（円（月額）)} &= \text{対象需要場所ごとの月間使用電力量（実績値）} \times \text{グリーン比率} \\ &\quad \times \text{グリーン電力料金単価（円/kWh）} \end{aligned}$$

第5条 報告

当社はお客さまに、グリーン電力に関するお客様の使用電力量の実績と、グリーン電力で使用したトラッキング付 FIT 非化石証書、非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）及び J クレジット（以下合わせて「証書等」といいます。）に関して、それぞれお客様に当該証書等が適用されたことを示す証跡を、（1）に定める報告時期にご報告します。

（1）報告時期

毎年 4 月から翌年 3 月までの 12 か月間を報告対象として、翌年 6 月末を報告時期とします。ただし、当社との電力供給契約締結前にお客様からお申し出があり、当社が承諾した場合は、報告対象及び報告時期を別途定めることができます。

第6条 免責

当社は、次の各号に定める事由により、第 3 条に従って算定されるグリーン電力量を供給できない場合があります。この場合において、お客様が損害を被ったとしても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はお客様の受けた損害について賠償の責を負いません。

- （1）不可抗力（日照不足、天災地変、火事、停電、戦争、ストライキ、暴動などの場合を含むがこれに限らない）による FIT 電気及び再エネ電気（非 FIT）の発電不足
- （2）発電設備の損傷、故障、亡失等による発電停止
- （3）市場流通する FIT 非化石証書、非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）及び非 FIT 非化石証書（再エネ指定なし）に基づく電力量の不足
- （4）売却される J クレジットの不足
- （5）その他当社の責めによらず、グリーン電力量を確保できない状況

第7条 本オプションプラン表の変更・廃止

当社は、本オプションプラン表に定める内容を変更または廃止する場合には、本約款 2.（供給約款の変更）によるものとします。